

# 中小企業の 知的財産・ノウハウの保護に関する 現状と課題

令和 2 年 7 月 2 2 日  
事務局

## **取引適正化に向けたこれまでの取組**

## 1－1．これまでの取引適正化（重点3課題）の取組

- 平成28年9月に、経済産業省として「サプライチェーン全体での取引適正化」を目的に、「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表。
- 3つの重点課題（原価低減要請、型管理、支払条件）を掲げ、「自主行動計画」の策定（現在16業種47団体策定）及びフォローアップ調査、下請Gメンヒアリング（年間4000件超）等を実施。
- 重点3課題については、成果は出ているものの道半ば。今後は更なる取組の深堀を行う必要がある。

| 原則<br>（重点課題）                  | これまでの主な取組<br>（平成28年12月以降）                                                | 進捗状況（受注側）<br>[自主行動計画FU調査]                                           |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ① 価格決定方法の適正化<br>（原価低減要請,価格転嫁） | ■ 下請法「運用基準」改正（事例倍増）<br>■ 下請振興法「振興基準」改正<br>（平成28年、30年、令和2年に3回改正）          | ○着実に改善<br>原価低減要請：51%→56%                                            |
| ② コスト負担の適正化<br>（型管理の適正化）      | ■ 自主行動計画策定<br>（現在：16業種47団体）<br>■ 型アクションプラン策定<br>（平成29年7月策定）              | ○改善傾向<br>廃棄：15%→18%<br>保管費：13%→14%                                  |
| ③ 支払条件の改善<br>（手形:現金払い化,短縮化）   | ■ 型取引ルールの策定<br>（令和元年12月策定）<br>■ 手形の通達改正（50年ぶりの改正）<br>■ 下請Gメン創設（現在120名体制） | ○着実に改善<br>現金払い：28%→30%<br>割引料負担：37%→40%<br>サイト短縮（60日以内）：<br>12%→14% |

## 1－1 新たに加える重点2課題の取組

- これまで、官邸での下請取引条件WGにて、放送コンテンツ・アニメ等の知財関連の適正化や働き方改革に伴う取引上のしわ寄せ等について議論。
- **令和元年12月**に、これらの2つのテーマを新たに重点課題として加え、取引適正化重点5課題として取組を推進。

| 原則<br>(重点課題)                                 | これまでの主な取組<br>(平成28年12月以降)                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 知的財産・ノウハウの保護                               | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 放送コンテンツ・アニメの下請ガイドライン策定（著作権の取扱いの明確化等）</li><li>■ 公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の内容及び公正な取引の要請</li></ul> |
| ⑤ 適正な労務管理に繋がる取引慣行の確立（働き方改革に伴うしわ寄せ防止、官公需の平準化） | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止総合対策の実施</li><li>■ 官公需の平準化対策（自治体向け）</li></ul>                                                             |

等

# 1－2. 下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）とは、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。
- 主務大臣（業所管大臣）は、同基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対して「指導又は助言」を行うことが可能。

## 1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

## 2. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

## 3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

## 4. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

## 5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化に係る割引料等のコストを下請事業者負担に転嫁することがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。

## 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。

## 7. 「天災等」への対応

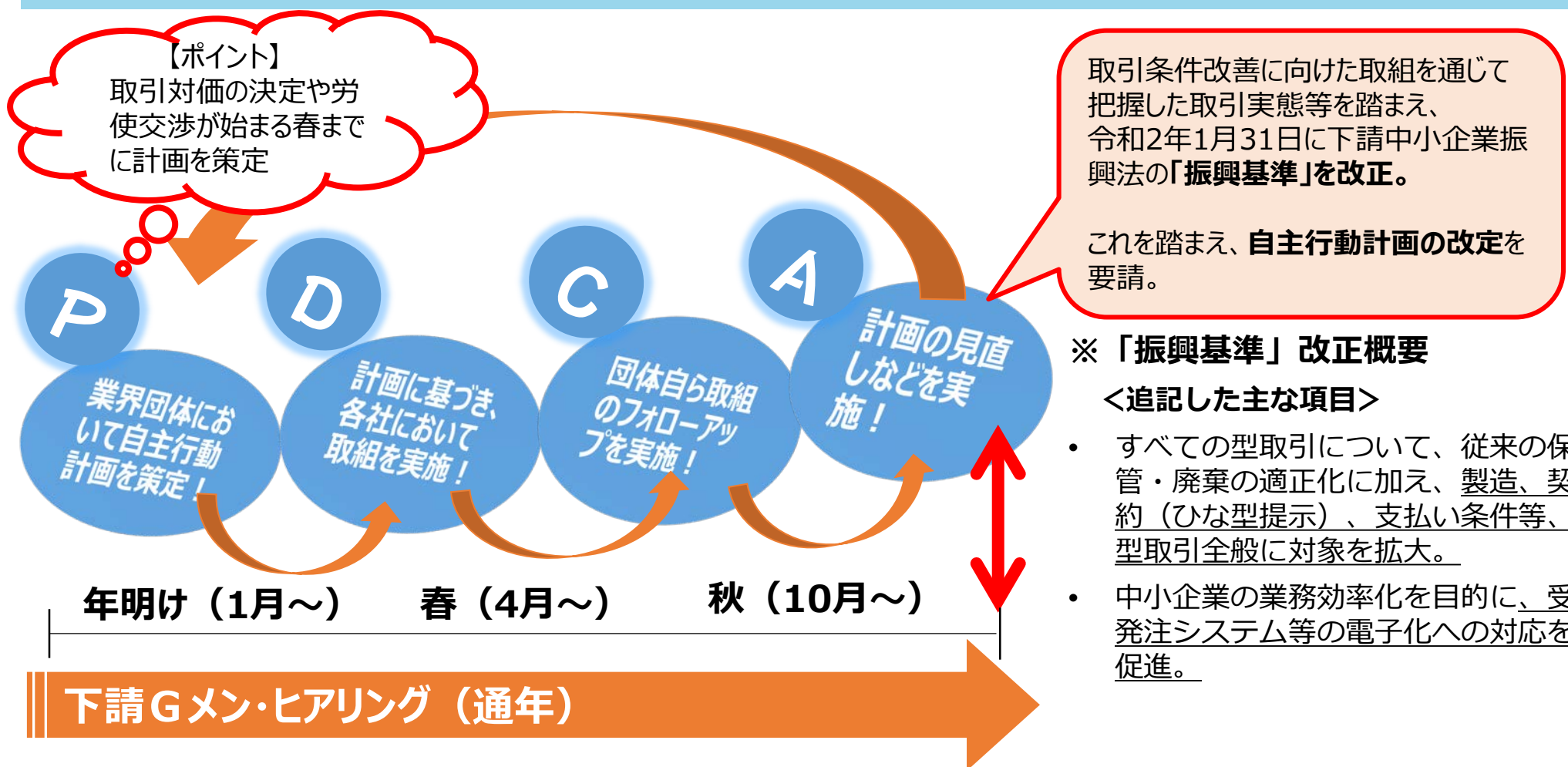
- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

### 知的財産に関連する記載内容

- 下請事業者は、知的財産管理保護に努める。
- 知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努める。

# 1 - 3. 取引適正化に向けたPDCAサイクルの実施

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



【参考】下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和2年5月末時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種47団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

| 業種   |               | ガイドライン名称                                                    |
|------|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 製造   | 素形材           | 素形材産業取引ガイドライン                                               |
| 製造   | 自動車           | 自動車産業適正取引ガイドライン                                             |
| 製造   | 産業機械・航空機等     | 産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                           |
| 製造   | 繊維            | 繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                                |
| 製造   | 電気・情報通信機器     | 情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                            |
| 情報   | 情報サービス・ソフトウェア | 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                     |
| サービス | 広告業           | 広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                                |
| 建設   | 建設業           | 建設業法令遵守ガイドライン                                               |
| 製造   | 建材・住宅設備産業     | 建材・住宅設備産業取引ガイドライン                                           |
| 運輸   | トラック運送業       | トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン<br>トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン |
| 情報   | 放送コンテンツ       | 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン                                   |
| 製造   | 金属産業（旧鉄鋼）     | 金属産業取引適正化ガイドライン                                             |
| 製造   | 化学産業          | 化学産業適正取引ガイドライン                                              |
| 製造   | 紙・紙加工業        | 紙・紙加工産業取引ガイドライン                                             |
| 製造   | 印刷業           | 印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                                 |
| 情報   | アニメーション製作業    | アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン                         |
| 食品   | 豆腐・油揚げ製造業     | 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～                           |
| 食品   | 牛乳・乳製品        | 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～                              |

＜自主行動計画策定団体＞

| 業種               |                        | 団体名                                                                                                                  |
|------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車              |                        | 日本自動車工業会<br>日本自動車部品工業会                                                                                               |
| 素形材              |                        | 素形材センター等 計9団体                                                                                                        |
| 機械製造業            |                        | 日本建設機械工業会<br>日本産業機械工業会<br>日本工作機械工業会<br>日本半導体製造装置協会<br>日本ロボット工業会<br>日本計量機器工業連合会<br>日本分析機器工業会<br>一般社団法人カメラ映像機器工業（CIPA） |
| 航空宇宙工業           |                        | 日本航空宇宙工業会                                                                                                            |
| 繊維               |                        | 日本繊維産業連盟等 計2団体                                                                                                       |
| 紙・紙加工業           |                        | 日本製紙連合会                                                                                                              |
| 電機・情報通信機器        |                        | 電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体                                                                                              |
| 情報サービス・ソフトウェア    |                        | 情報サービス産業協会                                                                                                           |
| 流通業              | スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 | 日本スーパーマーケット協会<br>全国スーパーマーケット協会<br>日本フランチャイズチェーン協会<br>日本チェーンドラッグストア協会<br>日本ボランタリーチェーン協会<br>日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会           |
| 建材・住宅設備          |                        | 日本建材・住宅設備産業協会                                                                                                        |
| 金属産業             |                        | 日本電線工業会<br>日本鉄鋼連盟                                                                                                    |
| 化学産業             |                        | 一般社団法人日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会<br>／化成品工業協会／石油化学工業協会／一般社団法人日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟（6団体連名）                                      |
| 警備業※警察庁より要請      |                        | 全国警備業協会                                                                                                              |
| 放送コンテンツ業※総務省より要請 |                        | 放送コンテンツ適正取引推進協議会                                                                                                     |
| トラック運送業※国交省より要請  |                        | 全日本トラック協会                                                                                                            |
| 建設業※国交省より要請      |                        | 日本建設業連合会                                                                                                             |



# 1 - 4. 価値創造企業に関する賢人会議

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

## 1. 取引構造の課題と施策の方向性

### 課題

- ①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり
- ②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない
- ③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

### 施策の方向性

- ①**系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）**と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み（独の中小企業は高い利益率）
- ②**個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」**
- ③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

## 2. 個別取引の課題と施策の方向性

### 課題

- ①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない
- ②**知的財産権の取扱いが不明確**
- ③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

### 施策の方向性

- ①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進
- ②**知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成**
- ③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化



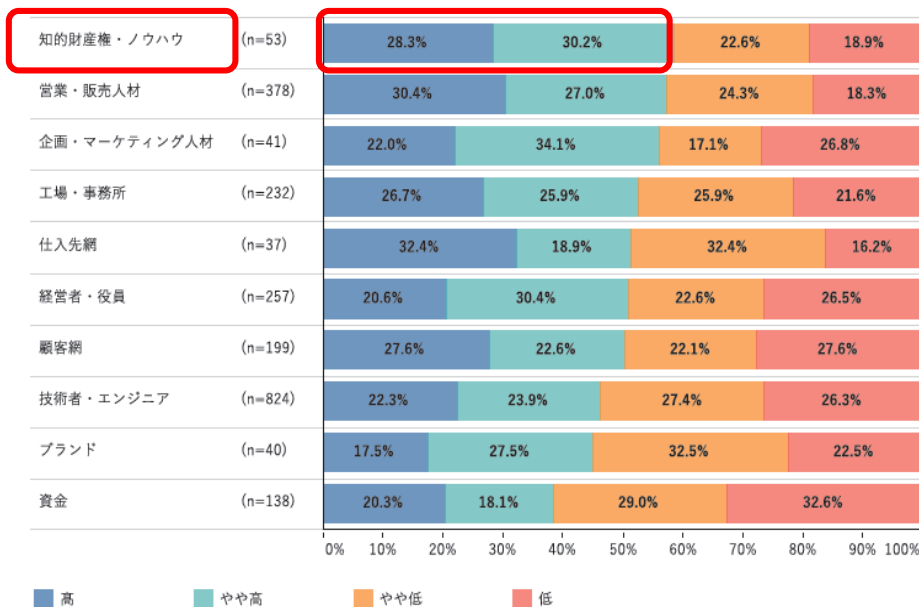
# **中小企業における 知的財産・ノウハウに関する現状**

## 2 - 1 知的財産権・ノウハウの活用の重要性

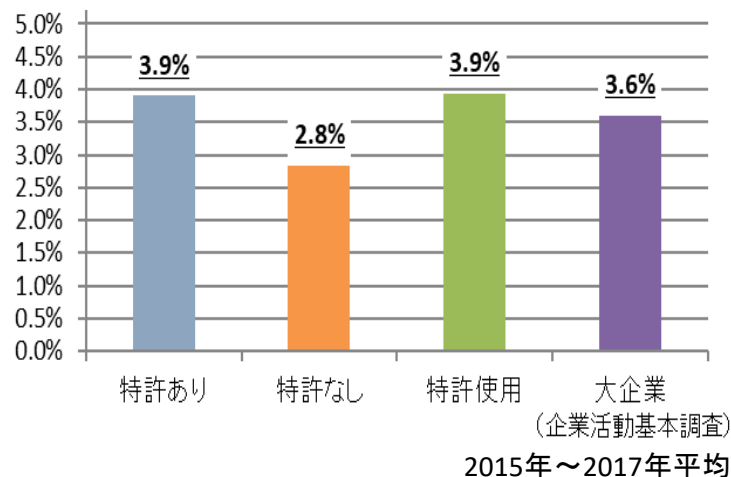
- 「知的財産権・ノウハウ」を経営資源として最も重視する中小製造業は、生産性の水準は高い傾向にある。
- 例えば、特許権を所有・使用する中小企業は、特許権を持たない中小企業に比べて、営業利益率が高い。
- 中小企業の生産性を向上させるためには、中小企業のもつ技術やノウハウを「強み」を伸ばすことが重要。

### 重視する経営資源と労働生産性の関係（製造業）

最も重視する経営資源別、労働生産性の水準(2018)【製造業】



### 特許権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率



資料：(株)東京商エリサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」

(注)1.労働生産性=(営業利益+人件費+減価償却費+賃借料+租税公課)÷従業員数。

2.製造業は日本標準産業中分類、非製造業は日本標準産業大分類(但し、卸売と小売は個別に集計)の業種別に労働生産性が高い企業を上位から25%ごとに、4区分に分類し、「高」、「やや高」、「やや低」、「低」として集計している。

3.得られた回答数の少なかった「店舗」、「その他」については除外して集計している。

## 2-2. 公正取引委員会報告書（令和元年6月）

- 公正取引委員会が、令和元年6月に、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表。
- 製造業者3万社に対する書面調査を実施し、**15,875社**が回答。ヒアリング調査の結果と併せて、**ノウハウの開示を強要される、名ばかりの共同研究を強いられる等の複数の事例**が報告された。

### 調査で報告された事例類型

1. 秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される。
2. 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。
3. ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる。
4. 無償の技術指導・試作品製造等を強要される。
5. 著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。
6. 出願に干渉される。
7. 知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される。
8. 知財訴訟等のリスクを転嫁される。



## 2-2. 取引先の不当な要望を受け入れた要因（公取委調査）

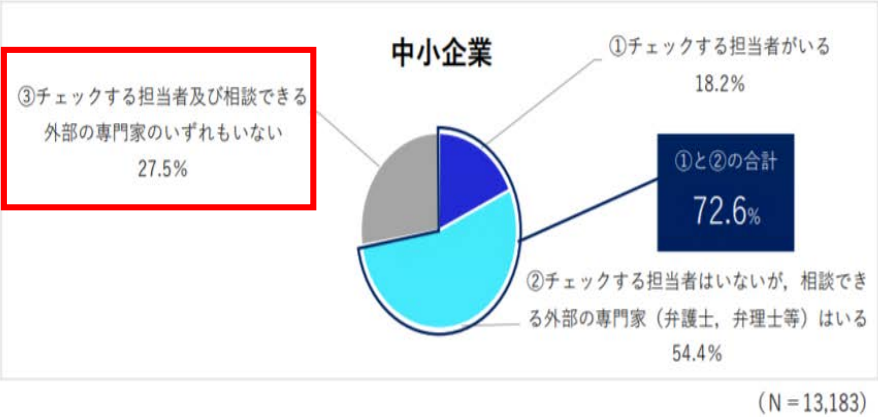
- 公取委の調査によると、知的財産等に関する不当な要請を受け入れざるを得なかった要因として、取引先との今後の取引への影響によるものが最も多く（約 6 割）、知的財産に関する専門的な知識がなかったものが約 1 割となっている。
- また、約 3 割の事業者が、契約締結時等において、知的財産の観点からチェックする担当者及び外部専門家がいないと回答。

製造事業者が取引先の要請を受け入れた理由

| 番号  | 選択肢の内容                                                              | 回答数<br>(%)       | うち               |                  |
|-----|---------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
|     |                                                                     |                  | 大企業              | 中小企業             |
| 1   | 取引先から今後の取引への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったため。                                 | ② 320<br>(24.6%) | ③ 60<br>(21.1%)  | ② 260<br>(25.6%) |
| 2   | 取引先から今後の取引への影響を示唆されたわけではないが、その要請を断った場合、今後の取引への影響があると自社で判断したため。      | ① 470<br>(36.2%) | ① 118<br>(41.5%) | ① 351<br>(34.6%) |
| 3   | 当時はノウハウ・知的財産権に関する専門的な知識がなく、取引先からの要請をそのまま受け入れていたため。                  | 102<br>(7.8%)    | 11<br>(3.9%)     | 91<br>(9.0%)     |
| 4   | 取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者等であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や自社の信用力の確保につながると判断したため。 | ③ 244<br>(18.8%) | ② 67<br>(23.6%)  | ③ 177<br>(17.4%) |
| 5   | その他                                                                 | 164<br>(12.6%)   | 28<br>(9.9%)     | 136<br>(13.4%)   |
| 合 計 |                                                                     | 1,300            | 284              | 1,015            |

(注) 資本金額を回答しなかった製造業者がいるため、「うち大企業」及び「うち中小企業」の合計が「回答数」と一致しない場合がある。

担当者又は相談できる外部の専門家の有無



(参考) 公正取引委員会 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」

## 2-3. 下請Gメンが把握した中小企業の生声

- 2017年から**下請Gメン（取引調査員）を配置**（2018年4月から120名）し、全国の下請等中小企業を訪問して親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施（2017年1月から2020年3月まで、12,168件）。
- 中小企業の知的財産やノウハウが発注側企業に不当に吸い上げられている事例や、契約書で受注側の知的財産権の取扱いが不明確な事例などがある。

凡例：＜＞業種は親事業者の所属業種

### 1. 契約締結前（開発打診、共同開発相談開始時等）

- ◆ 受託生産で当社のノウハウを込めた提案をすると、当社が提案した内容（図面を含む）で他社との相見積りになることがある。これでは当社のノウハウが無くなってしまう。＜化学＞
- ◆ 大企業との共同研究開発時の契約では、はじめから大企業に有利な契約ひな形を用意していることがある。＜医薬品＞
- ◆ コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。＜自動車＞

### 2. 工場見学・工場監査

- ◆ 親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。＜印刷＞
- ◆ 取引先が工場を訪問する際に、当社のノウハウを書面にして提出しろと言われることがある。VAによる協働の話ではない。＜電機・情報通信機器＞
- ◆ 親事業者のGMP監査（GMP:製品が安全に作られ一定の品質が保たれるように定めた規則）を行われた際に、当社のラインを見て参考とし、内製化したのではと思われるケースがある。＜化学＞
- ◆ ドローンを使ったレーザースキャナーでの測量など、色々と新しい試みをしているが、元請企業がその様子を映像に取ったり色々聞いてきたりして、ノウハウを盗まれ、真似されることが多々ある。元請企業なので何も言えない。＜建設＞

### 3. 試作品開発

- ◆ 大手メーカー向けに、試作品を製作（特許技術）。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>

### 4. 取引開始後（継続的取引を含む）

- ◆ 製造委託契約は古いものがあり、製造に至るノウハウ（知的所有権）が委託先にあるのか受託先にあるのか不明なものがある。<化学>
- ◆ 昨年に親事業者から金型の設計図の開示を求められ、半年以上断ってきたが、開示して貰えないなら今後の発注に影響しますと言われた。<自動車>
- ◆ 当社の加工技術等、知的財産ともいうべきものが、自動車業界では、「トレーサビリティ」、「4M(カイゼン方法)」等で開示を要求される。それを見れば海外の下請企業も作成できる。<自動車>
- ◆ 過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされたことがあった。海外ではまだ独自に金型を作る技術はないが、金型や図面をコピーされてしまったら、そのまま作れる危険性がある。<化学>
- ◆ 海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>
- ◆ 親事業者の製造工程の一部を担っているが、取引開始から、作業工程の効率化の手法も含めて、自社に丸投げをしておいて、そのノウハウと作業工程の一部を親事業者に移された。今の工程も、親事業者から工程管理のためビデオ撮影を求められた。また、工程管理マニュアルの作成も自社に丸投げしたのに、マニュアルブックには、親事業者名で作成された。<電機・情報通信機器>
- ◆ 画像認識の技術について、大企業（自動車メーカー）と共同研究開発をする際、自動車分野で使用する用途以外の部分についても、自社に帰属させようとしてくる。<自動車>
- ◆ 下請関係や取引上の力関係で、中小企業側の真の発明者が出願時に除外されてしまうことがある。<業種不明>

# 課題・論点の整理



### 3. 有識者ヒアリングで把握した現状

- 本年4月より有識者にヒアリングを実施したところ、片務的な契約によって、ノウハウが取引先に吸い上げられ中小企業の手元に利益が残らないという実態が指摘された。
- その背景として、①適正な契約締結はもとより、②外部専門人材の不足③中小企業における知財重要性の認識にそれぞれ課題があると考えられる。

#### 有識者ヒアリング

##### 片務的な契約

- ◆ 共同研究契約書や秘密保持契約書を結ぶ際、大抵先方（大企業）が提示するものは、先方に有利な記載となっている。＜中小企業経営者＞
- ◆ 契約書等の案は大手企業側から提示されることが多い。共同開発による成果であっても全て相手側に帰属するといったものや、中小企業サイドのみが一方的に秘密保持誓約書を提出させられるなど、一方的な内容が多い。＜中小企業経営者＞

##### ノウハウの吸い上げ

- ◆ 大企業と共同開発をスタートさせても、レポートをくださいと言われ、ノウハウが吸い上げられてしまう。その後大企業側が内製化し、別プロジェクトで立ち上げられることが多い。＜中小企業経営者＞
- ◆ 韓国系企業の視察がきっかけで、製品をコピーされたことがあった。そのため、工場見学を受け入れる際には一筆もらうことにしている。また、検査にかこつけてノウハウを強引に見ようとする人がいるため、「ここまで見せて、ここは見せない」という線引きをしている。＜中小企業経営者＞

### 3－1．課題の整理：①適正な契約が締結できていない

- 大企業側から契約書案を提示されることが多く、中小企業側のみが一方的に秘密保持誓約書を提出させられるなど、公正な条件での適正な契約を締結できていないという課題が存在。

- ◆ 自社はどんな契約でも、赤ペン入れて、弁護士のチェックもして、自社に不利なところは書き換えて、交渉するということをしている。しかし、一般的な中小企業は自分にとってのひな形を持っていない。＜中小企業経営者＞
- ◆ いろいろとひな形が出されているが、「中小企業目線の」ひな形は示されていない。中小企業庁という立場で分かりやすいシンプルなひな型を作り、中小企業に認知してもらうというのは意味があるだろう。＜弁護士＞
- ◆ 示すひな形は「両者協議の上決める」といったものではなく、中小企業にとって有利な具体的なデフォルトを示すことが必要。また、「取引先からこう言われたら、このように交渉しましょう」というコメントを注書きしておくとよい。実務ではそのようなアドバイスをしている。＜弁護士＞
- ◆ 中小企業はそもそも契約の中身を理解するリテラシーが圧倒的に不足しているので、中小企業庁が示すひな形は、契約の要素を示すだけのひな形ではなく、名前を書けばそのまま使えるようなものである必要がある。＜弁護士＞
- ◆ たとえ、中小企業が使えるひな形が出てきたとしても、大企業の法務が出てきて立場を利用して自社のひな形を押し通されてしまうのではないかと思う。ただし、大企業側に働きかけられるひな形であれば有益かもしれない。＜中小企業経営者＞

#### 議論の方向性①

- ・中小企業目線に立った望ましい知財取引のあり方を検討し、大企業・中小企業がともに遵守すべきガイドライン及び契約のひな形が必要ではないか。
- ・どのような契約による知財トラブルが多いのか、精査すべきではないか。

## 3-2. 課題の整理：②外部専門人材の不足

- 有識者ヒアリングによると、中小企業の経営戦略と知財戦略両面から理解できる専門家が少ない、また専門家が中小企業にアプローチできていないという意見があった。

### 外部の知財専門家

- ◆ 外部のコンサルタントについても、中小企業の実務がわかる知財の専門家は本当に少ない。かつてビジネス感覚の無い「知財専門家」のアドバイスを受けたが、特許を取ることが目的となってしまう、経営戦略としては失敗だった。＜中小企業経営者＞
- ◆ 売上がたつ前に専属の知財の部門を企業の中に設ける必要があるかは疑問。実際、雇ったとしても仕事が常にあるわけではないと思う。一定の売り上げが立つまでは、外部のサービスを活用するのがよいのではないか。＜知財コンサル＞
- ◆ 知財だけでなく、中小企業の企業実務も分かっている人でないと、中小企業の経営につながるような知財の良いアドバイスはできない。しかし、弁理士の中にもそれができる人材は多くない（多くても3割程度）。そのような人材にアクセスできる仕組みがあると良い。＜弁理士＞

### 中小企業からの知財相談

- ◆ 知財について困ったとしても、どこに相談していいかわからない中小企業も多い。身近な浸透している窓口で知財の分かる人がいると良い。＜中小企業経営者＞
- ◆ 弁理士会としても中小企業の知財サポートには力をいれている。ただ、相談に来た個別案件は解決できるが、中小企業側から声をあげてもらわないと対処は困難。＜弁理士＞

### 議論の方向性②

- ・知的財産の観点から中小企業の経営を支援する外部専門家をどのように育成するか。  
例）弁理士・弁護士の活用の在り方
- ・また、そうした専門家をどのように中小企業にリーチさせるか。  
例）既存支援窓口（INPIT各窓口、よろず支援拠点等）の強化

### 3-3. 課題の整理：③中小企業における知財重要性の認識

- 中小企業経営者が知財の重要性を認識しておらず、知財への取り組みが利益と結びつくことに気づいていない、また、経営者が知財の重要性を理解していないため、企業内の人材育成も進んでいないという課題が存在。

#### 経営者の気づき

- ◆ 問題意識を経営者が持つことが最初の一步。しかし、経営者は利益のことばかり考えており、知財への取り組みが利益と結びつくことを自覚させる必要がある。それができていない。国が力を入れてやると前に進むのではないか。＜中小企業経営者＞
- ◆ 中小企業は、実際に知財への重要性についてあまり気づいていないと思う。とがった企業であれば、自分で強みに気づいていけるが、自社の強みをよくわかっていない企業は多くある。そういう状況を踏まえると、中小企業に直接働きかけというよりは、よろず支援拠点など中小企業支援機関を通じて働きかけを行った方がいいと思う。＜知財コンサル＞

#### 社内の知財人材

- ◆ 中小企業は、そもそも知財の重要性を理解していないので、方向性や押さえるべきポイントについての勘がないと外部のアドバイザーをうまく使えないと思う。また、知財戦略は社内の技術を知った内部の人間でないと作ることができないため、そもそも外部のアドバイザーの活用だけでは限界がある。そのために内部に知財を考える人材が必要。＜中小企業経営者＞
- ◆ 契約にはポイントがある。不利なことをさらりと書いてあるが、それも定型的なパターンである。問題発見能力が中小企業には求められる。社内の知財に詳しい人材を育成するしかない。また、中小企業の社長が重要性を理解していない、そういう中小企業内の人材育成も向かないだろう。＜中小企業担当者＞

#### 議論の方向性③

- ・中小企業の経営者に経営戦略としての知的財産の重要性を気づいてもらうための方策はないか。
- ・中小企業において、従業員の知的財産に関する育成を進めるための方策はないか。

# 【参考】有識者ヒアリングで得られたその他の声

## （実態）片務的な契約・ノウハウの吸い上げ

- ◆ 大企業は自分のひな形でやりたがる。「契約書はあくまで建前です」とか「これを飲まないで契約が取れない」と言われるが、問題となったときは契約書が重要。＜中小企業経営者＞
- ◆ 中小企業側だけが義務を負う片務的な契約を結ぼうとしてくるため、双務的になるように交渉している。＜中小企業経営者＞
- ◆ 金型がスライドして、普通は抜けないものが抜けるという金型の事例で、金型を一個買ってもらったが、ノウハウを取られ安いところに転注されてしまったようだ。その技術を使って作った製品には特徴的な跡ができるため、（知財侵害の）証拠もあったが、社長が取引先をそこまで追い詰めたくないと及び腰になってしまった。＜知財コンサル＞

## （課題）①適正な契約が締結できていない

- ◆ 中小企業庁発のひな形というだけで、中小企業は食いつくと思う。（中小企業庁と比較して、）経産省はどうしても大企業よりだと思われるので、特許庁や知財室の出したひな形では中小企業には訴求しない。＜弁理士＞
- ◆ JIS規格のような標準的な契約の雛形があるとよい。雛形を検討する際には、大企業も含めて一緒に検討すべき。＜知財コンサル＞

## （課題）②外部専門人材の不足

- ◆ 中小企業の知財アドバイスをできる弁理士の組織化、育成をし、たとえば、「バーチャル知財部長」として中小企業から知財の相談を受け付け、アドバイスを提供するということができると思う。ポイントは、能力のある弁理士を選別し、プールしておくことだが、弁理士会でできるのではないか。＜知財コンサル＞
- ◆ 中小企業の知財を守るために弁理士や弁護士を活用するというのの一つの解だと思う。ただし、知財がわかる弁護士も、また、中小企業のビジネスがわかる弁理士も圧倒的に少ないのが現実。弁理士でまともなアドバイスをできるのは1割以下であろう。＜知財コンサル＞
- ◆ 知財の専門家に経営を学んでもらうよりも、経営企画・経営戦略など経営側の人たちに知財の知識を入れた方が、進みが良いということもあった。弁理士会だからと言って、うまくいくかわからないと感じる。弁理士ではなくとも、経営側の人材に、インプットする方向もいいと思う。＜知財コンサル＞



## 【参考】有識者ヒアリングで得られたその他の声

### （課題）③中小企業における知財重要性の認識

- ◆ 中小、大企業問わず、日本の企業では、経営と知財管理が切り離されていた。社内に、知財その他の専門家を入れるという形で、抱え込んでおくというのが一つの手だが、これは欧米企業の在り方だと思う。これからの社会は、経営者が特許に関する知識と判断をトップマネジメントとして組み入れなければいけない時代になっている。ただ、日本企業がそのことに気付いているかどうか分からない。＜中小企業経営者＞
- ◆ 経営の気づきを起こすというところは、もの補助の申請確認業務を見ていると難しいと感じる。申請の際に、経営の振り返りを行って、気づきを起こすような仕組みが組み込まれているのだが、申請側がすべてコンサルなどに任せていたりすると、経営側の気づきということができるということもある。そのような部分については、充分知財が噛んでいる部分のはずだが、それが経営者に届いていないということが問題だと感じている。＜支援機関＞
- ◆ 社内に契約書や特許が読める人がいることが重要。そうした人がいないと弁護士が話すことの7～8割がわからない。社内の人材を育てるセミナーがあるとよい。東京都知財センター主催のセミナーは有用であった。しかし、当社は千葉の企業だったので、東京都主催のセミナーは利用が制限されることがあった。国で取り組んでもらえるとありがたい。＜中小企業担当者＞
- ◆ 中小企業が付加した価値を目利きできる弁理士がいない。また、それを金額的にいくらになるということも示せない。その価値判断できる人材が、社内にはいないと厳しい。加工のスキルを持っていたり現場の実態を知っていたりして、それを知財につなげて権利化を考えられる人間が社内にいると良い。＜中小企業経営者＞
- ◆ どの部門を相手にするのかターゲットを決めた方がいいだろう。意識調査の実施や社内体制毎にどういったセミナーが適切かの検討が必要だと思う。東京都は力を入れて取組まれており、その指導書では詳しく記載があった。実際、中小企業への支援がどこまでやられているかを考慮すべきだろう。＜大学教授＞

## 【参考】知的財産関連支援

- 経済産業省、特許庁をはじめ、その他行政機関等より、**知的財産等に関するマニュアル等が多数策定**されており、**契約のひな形**を示しているものもある。特に、東京都知的財産総合センターでは、幅広いマニュアルやセミナーが提供されている。

| 提供機関                                          | 指針・マニュアル                                                                                                                                                                                                    | 相談窓口                                                               | セミナー等の実施                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済産業省<br>知的財産政策室                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密情報の保護ハンドブック【ひな形有】</li> <li>・営業秘密管理指針</li> </ul>                                                                                                                   | —                                                                  | 毎年11月以降「知的資産経営W E E K」とし、知的資産経営に関する取組の周知、普及等を実施。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特許庁・INPIT※1<br>※1)「工業所有権情報・研修館」。特許庁所管の独立行政法人。 | <p>&lt;特許庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先使用権制度の円滑な活用に向けて</li> </ul> <p>&lt;INPIT&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密・知財戦略入門</li> <li>・知っておきたい特許契約の基礎知識【ひな形有】</li> </ul> | <p>INPIT<br/>知財総合支<br/>援窓口</p> <p>※弁理士、弁<br/>護士、その他<br/>専門家 在席</p> | <p>&lt;特許庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権制度説明会</li> </ul> <p>&lt;INPIT&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密・知財戦略セミナー：20回程度/年</li> <li>ポータルサイト及びIP ePlatにてセミナー教材をオンライン提供・海外知的財産活用講座：20回程度/年</li> <li>・先行技術文献の調査等：特許調査実践研修、検索エキスパート研修</li> </ul> |
| 公正取引委員会                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針</li> </ul>                                                                                                                                     | 取引部<br>相談指導室                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 東京都知的財産<br>総合センター                             | 知的財産戦略、特許、著作権等、ノウハウ戦略的管理、技術契約など知財一般に関してテーマごとにマニュアルが存在。                                                                                                                                                      | <p>有</p> <p>※弁理士、弁<br/>護士、アドバイ<br/>ザー 在席</p>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財一般に関してテーマ毎、理解度毎にセミナーを実施。</li> <li>・ニッチトップ育成支援：<br/>中小企業に対して、知財戦略経営実施のため、アドバイザーが最大3年間の継続的な相談・助言等を行う実践的支援</li> </ul>                                                                                                                          |



【参考】知的財産関連支援

契約のひな形 例  
： 他社による工場見学时 秘密保持契約書

4. 他社による工場見学时  
(製造業者が、自社の工場を他社の従業員に見学させる際に用いる誓約書の例)

秘密保持誓約書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

株式会社  
工場  
殿

株式会社  
代表取締役社長

この度、当社の従業員\_\_\_\_が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、貴社〇〇工場における  
工程を見学させていただくにあたり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

記

第1条 (秘密保持の誓約)

当社は、貴工場の見学に際し、貴社が当社に開示し、かつ開示の際に秘密である旨明示した一切の情報 (以下「秘密情報」といいます。)(※1) について、厳に秘密を保持するものとし、事前に貴社の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に秘密情報を開示いたしません。ただし、当社が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とさせていただきます。

① 貴社から開示を受けたときに既に当社が保有していた情報  
② 貴社から開示を受けたときに既に公知であった情報  
③ 貴社から開示を受けた後、当社の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条 (承諾を得ない使用の禁止)

当社は、貴社から開示された秘密情報を、貴社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、使用いたしません。

第3条 (従業員に対する開示)

当社は、秘密情報を必要最小限の範囲において当社の従業員に開示します。この場合、当社は、秘密情報を知り得た当社の従業員 (貴工場を見学した従業員も含む。) について、その在職中及び退職後〇年間は、本誓約書と同趣旨の義務を課すこととさせていただきます。

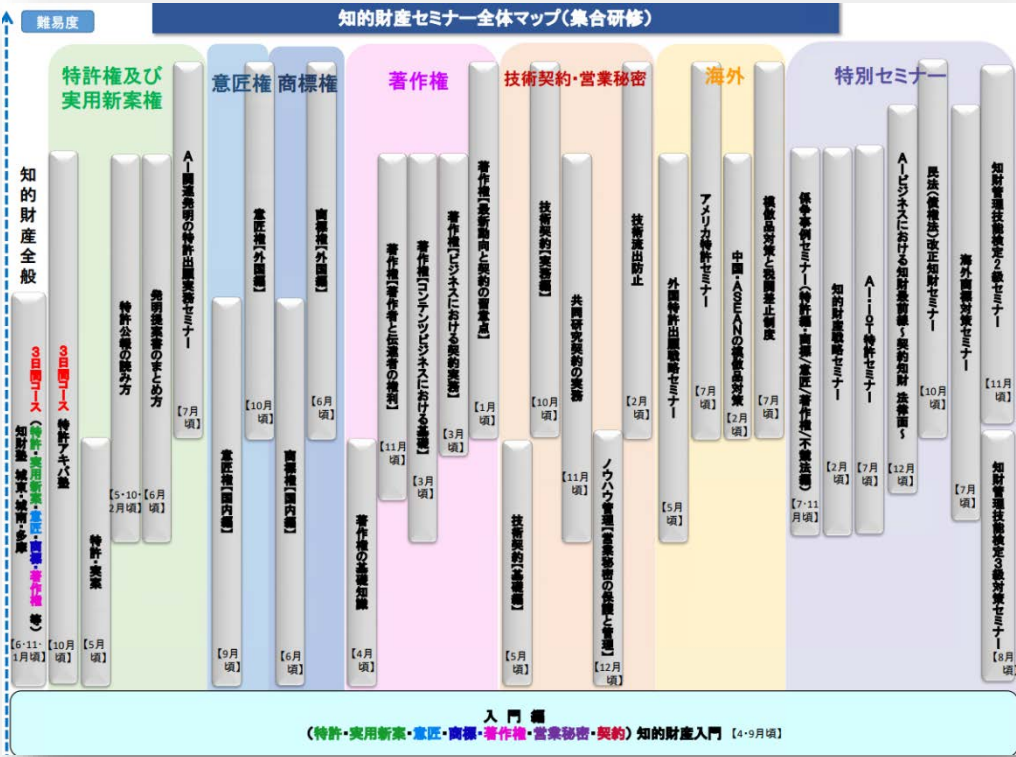
第4条 (損害賠償)

当社、当社の従業員又は当社の元従業員が、本誓約書に記載する事項のいずれかに違反したことにより、貴社に損害が生じた場合には、当社が一切の責任を負うものとし、貴社の被った一切の損害を賠償いたします。

以上

(出典) 秘密情報の保護ハンドブック

東京都知的財産総合センター セミナー全体マップ



(出典) 東京都知的財産総合センターHP